

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和33年岩手県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別記様式（第6条関係） [略] 備考 1 [略] <u>2</u> [略] <u>3</u> [略] [略]	別記様式（第6条関係） [略] 備考 1 [略] <u>2 所属長印、担当者印、被貸与者受領印及び担当者受領印の欄には、押印に代えて記名することができます。</u> <u>3</u> [略] <u>4</u> [略] [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- この訓令による改正前の職員被服貸与規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。